

美唄市立東中学校部活動ガイドライン

東中学校では、本ガイドラインに則り、教育委員会、家庭、地域、関係団体等との連携のうえ、持続可能な部活動を目指します。(令和8年8月改訂)

◎ 策定に関わって

- (1) 北海道教育委員会が平成31年1月に作成された(令和8年3月改訂)「北海道の部活動のあり方に関する方針」「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に則り、「東中学校部活動方針」を策定します。
- (2) 生徒にとって望ましい部活動環境及び学校全体として適切な運営に係る体制を整備します。
- (3) 部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われ、バランスのとれた心身の成長と学校生活が送れるようにするとともに、教育課程との関連を図り、合理的で効率的・効果的な取り組みを行います。
- (4) 安全に配慮した望ましい部活動の充実を図ります。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等、の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適切な数の部を設置します。
- (2) 学校全体として適切な指導・運営及び管理に係る体制が構築されるよう、可能な限り複数の顧問を配置します。
- (3) 顧問は、指導方針や年間計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出します。
顧問は、年間計画や毎月の活動計画を保護者に配布します。
- (4) 相談・要望窓口の担当は、教頭(連絡先: 0126-63-2610)とします。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 練習効果を得るために休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、バーンアウトにつながったりすることを正しく理解し、部活動を実施します。
- (2) 事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。
- (3) 週当たり2日以上以上の休養日を設ける。学校閉庁日は部活動休養日とします。また、週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- (4) 長期休養中の休養日の設定は、学期中に準じて行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けます。
- (5) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は、11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定します。
- (6) 定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けます。

3 安全に配慮した望ましい指導と運営について

- (1) 成長期にある生徒が、学習、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した活動を行います。
- (2) 安全面に十分に留意した練習内容で活動します。
- (3) 活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動は行いません。
- (4) 保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努めます。